

2020 June

6

No.844

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■唐津市 見帰りの滝

今月の記事

● 日本年金機構

- ・ 7月10日までに算定基礎届の提出をお願いします 2
- ・ 国民年金の加入もれはありませんか? 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・ 出産手当金 4
- ・ 出産育児一時金 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・ 社会保険事務講習会のご案内 6
- ・ 令和2年度の事務手続きの主な流れ 7

- ・ 年金相談窓口開設等 8
- ・ 健康保険・厚生年金保険適用関係届書送付先について 8

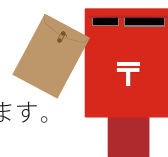
適用関係届書
送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター 厚生年金適用グループ

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP 榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についてのご相談は年金事務所へお問い合わせください。



事業主の皆様へ

7月10日までに算定基礎届の提出をお願いします。

※届出用紙は6月中旬より順次、事業所あてに送付されます。

- 「算定基礎届」は4月・5月・6月に支払われた報酬をお届けいただくものです。(給与を当月に支払われる事業所様は4月分・5月分・6月分の給与額をお届けいただきますが、給与を翌月に支払われる事業所様は3月分・4月分・5月分の給与額をお届けいただくことになります。)
- 「算定基礎届」のご提出がない場合、厚生年金保険及び健康保険の保険給付金の決定や保険料の計算の基礎となる「標準報酬月額」の見直しができません。提出期間内(令和2年7月1日(水)～令和2年7月10日(金))に必ずご提出をお願いいたします。
- 令和2年5月31日以前からの被保険者の方は、「算定基礎届」のご提出が必要です。(6月中旬にお送りしております「算定基礎届」は令和2年5月19日までに年金事務所または事務センターで把握している被保険者について、氏名・生年月日等を印字しておりますので、令和2年5月31日以前から被保険者である方で送付された「算定基礎届」に記載のない方は手書きによりお届けが必要となります。)

令和2年度算定基礎届事務講習会実施方法について

本年度の算定基礎届事務講習会は、会場へお集まりいただくことに代えて、日本年金機構ホームページに掲載した資料及び動画を皆様にご覧いただくことにより実施いたします。

日本年金機構ホームページの大切なお知らせ等からアクセスいただけるページに「算定基礎届」の記載方法等に関する資料及び動画を掲載しますので、そちらをご確認いただきますようお願いいたします。

算定基礎届事務についてご不明な点がございましたら、管轄の各年金事務所へお問い合わせください。

大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。



日本年金機構ホームページアドレス <https://www.nenkin.go.jp>

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL 0954-23-0121

国民年金の加入もれはありませんか？

- 厚生年金に加入されていた方が退職された場合は、国民年金に加入する必要があります。また、その方に扶養されていた配偶者についても同様です。
- 再就職された場合であっても、未加入の期間がある場合は、加入手続きが必要です。

国民年金第3号被保険者関係の届出について

- 第3号被保険者に該当したときの届出以外に、第2号被保険者が転職や退職したときも届出が必要です。具体的には、以下のような場合に届出が必要です。

こんなとき	被保険者種別	届出先
・配偶者である第2号被保険者が会社を退職したとき ・配偶者である第2号被保険者の扶養から外れたとき ・配偶者である第2号被保険者と離婚したとき ・配偶者である第2号被保険者が65歳になったとき	第3号→第1号	住所地の市区町村
・本人(第3号被保険者)が就職して厚生年金や共済組合に加入したとき	第3号→第2号	勤務先
・配偶者である第2号被保険者の加入する被用者年金制度が変わったとき(例えば厚生年金から共済組合)	第3号→第3号 (種別は変わりませんが届出は必要です)	第2号被保険者の勤務先

【被保険者種別の説明】

- 第1号被保険者・・・農林漁業や自営業などの人とその配偶者および学生(20歳以上60歳未満)
- 第2号被保険者・・・厚生年金保険や共済組合に加入している人(原則65歳未満の人)
- 第3号被保険者・・・第2号被保険者に扶養されている配偶者(20歳以上60歳未満)

◎保険料の納付が困難な場合は、免除制度をご利用ください

退職後、納付が困難な場合は、別途申請(失業による特例申請)をいただくことにより全額または一部免除を受けられる可能性があります。

※ 連帯納付義務者である配偶者または世帯主の方に一定以上の所得がある場合は、該当しない場合があります。

年金機能強化法が施行されたことにより、2年前まで遡って免除制度をご利用いただくことができます。

国民年金の加入手続・申請免除を希望される場合は、ご連絡いただければ申請書等を送付いたします。また、ご不明な点等ございましたら、年金事務所までお尋ねください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL 0954-23-0121

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

令和2年6月分保険料の納付期限は令和2年7月31日(金)です。

出産に関する給付金について

支給対象となる出産は、妊娠 85 日 (4 か月) 以降の早産、死産 (流産)、人工妊娠中絶です。

1. 出産手当金 出産のために会社を休み、給料を受けられないときの生活保障として支給されます。

支給要件 ※次の全ての要件を満たしているときに支給されます。

- ①被保険者 (任意継続被保険者を除く) が出産すること
- ②妊娠4か月 (85日) 以上の出産であること
- ③出産のために仕事を休み、事業主から給与の支払いがないこと

支給額

休んだ期間について、給与の支払いがあってもその給与の日額が、出産手当金の日額より少ない場合は、出産手当金と給与の差額が支給されます。

1日あたりの金額

【支給開始日以前の12か月間の標準報酬月額を平均した額※】 ÷ 30日 × 2/3

※支給開始日以前の期間が12か月に満たない場合は、①と②を比較して少ない方の額を使用して計算します。

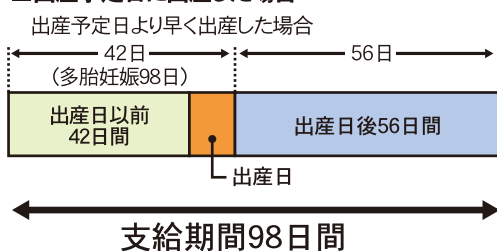
- ①支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
- ②30万円 (全被保険者の標準報酬月額を平均した額)

支給開始日が平成31年3月31日までの場合は28万円

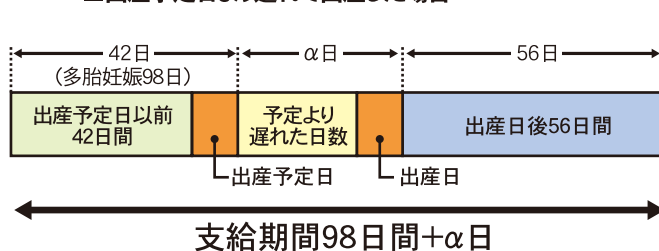
支給期間

出産日 (出産が予定日より遅れた場合は出産予定日) 以前42日 (多胎妊娠の場合は98日) から出産日後56日までの期間で支給要件を満たしている期間について支給されます。

■ 出産予定日に出産した場合



■ 出産予定日より遅れて出産した場合



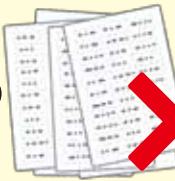
出産手当金の申請において 以下の書類は **添付不要** です



出産手当金

➔

賃金台帳 (写)



➔

出勤簿 (写)



2. 出産育児一時金

支給要件

被保険者または被扶養者が、出産したときの費用の補助として支給されます。

支給額

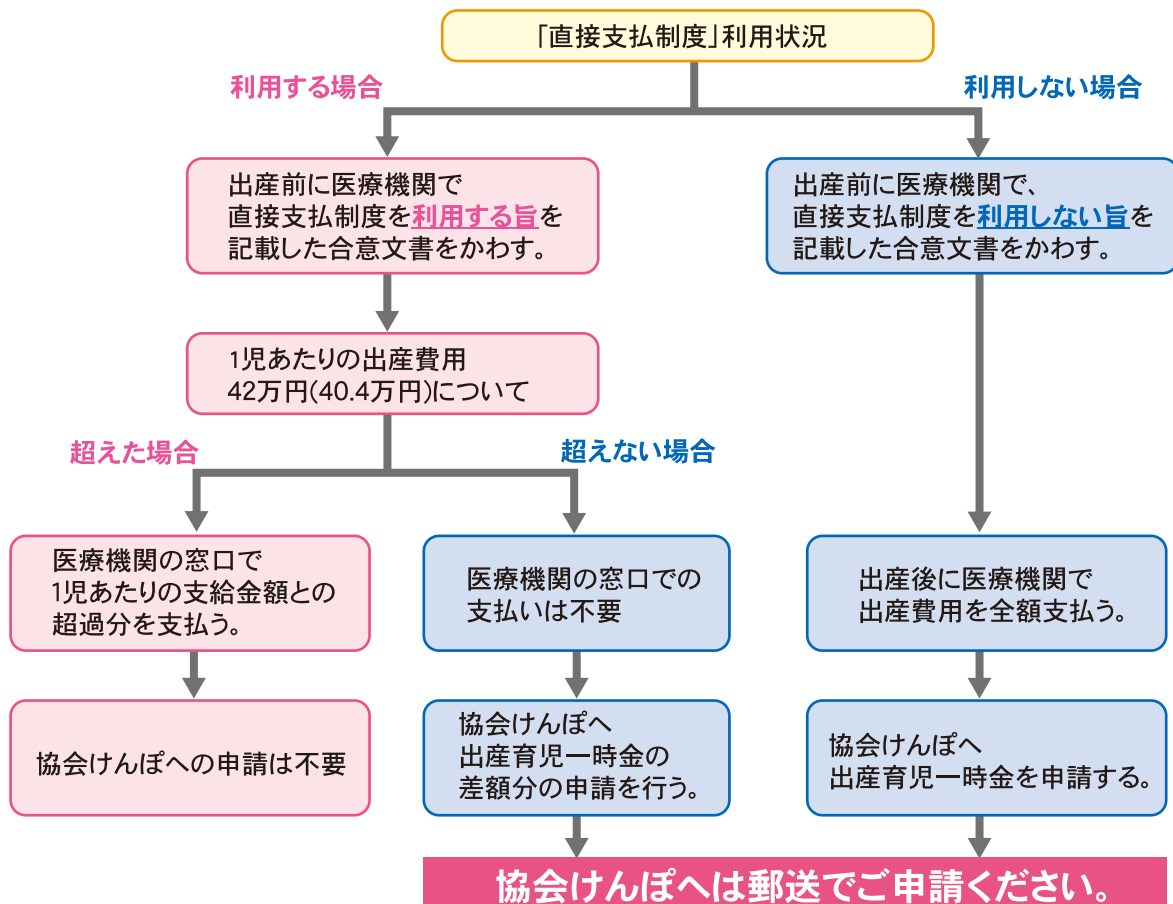
出産1児あたり42万円

ただし、妊娠22週未満の出産の場合や、産科医療補償制度(※)未加入の医療機関等での出産の場合は40.4万円

※産科医療補償制度とは、分娩時に何らかの理由により重度脳性麻痺となった場合に子供とご家族の経済的負担を補償することを目的とした制度です。

協会けんぽへの申請について

直接支払制度の利用状況や、出産費用によって申請方法等が異なります。



協会けんぽのホームページにて、申請書のダウンロードや、必要となる添付書類、制度の詳細についてご確認ください。

手続きに関するお問い合わせ先 協会けんぽ佐賀支部業務グループ TEL 0952-27-0613



メルマガのご登録はこちらから！
役立つ情報が満載です！





令和
2
年度

社会保険事務講習会のご案内

『算定基礎届、法改正等に関する講習会』

社会保険の算定基礎届や法改正等について学びます。

『健康保険の給付に関する講習会』

健康保険の給付等について学びます。

地 区	日 時	会 場	地 区	日 時	会 場
佐賀会場	令和2年6月5日(金)	メートプラザ佐賀 (佐賀市兵庫北3-8-40)	佐賀会場	令和2年7月13日(月)	メートプラザ佐賀 (佐賀市兵庫北3-8-40)
武雄会場	令和2年6月17日(水)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	鳥栖会場	令和2年7月15日(水)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
唐津会場	令和2年6月24日(水)	高齢者ふれあい会館 りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)	唐津会場	令和2年7月16日(木)	高齢者ふれあい会館 りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
鳥栖会場	令和2年6月26日(金)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	武雄会場	令和2年7月17日(金)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
講師 ● 社会保険労務士			講師 ● 社会保険労務士		

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者

社会保険事務担当者の方

参 加 料

会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び令和元年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 **FAX.0952-26-3377**



〈キリトリ線〉

社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号			宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『算定基礎届、法改正等に関する講習会』 (佐賀 ・ 武雄 ・ 唐津 ・ 鳥栖) 会場 令和 年 月 日 ()	『健康保険の給付に関する講習会』 (佐賀 ・ 鳥栖 ・ 唐津 ・ 武雄) 会場 令和 年 月 日 ()	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒		
	事業所電話番号 () -		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

令和2年度の事務手続の主な流れ

月	主な行事	手 続	注意したいこと
令和2年4月	●入 社	○新入社員の健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届を提出(5日以内) ○令和2年度の健康保険料を控除・納付 ○子ども・子育て拠出金率が改定されました。	4月の給与(3月分の保険料)から令和2年度の健康保険料率が適用になります。 <u>協会けんぽ(佐賀県)の健康保険料率は10.73%。介護保険該当者は1.79%を上乗せします。</u> 令和2年4月分(令和2年6月1日納期限)から、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、<u>子ども・子育て拠出金率が1,000分の3.6(0.36%)に改定されました。</u> ※令和2年3月分(令和2年4月30日納期限)までの拠出金率は1,000分の3.4(0.34%)です。
5月			
6月	●中途採用	○新入社員の健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届を提出(5日以内)	算定基礎届は5月31日までに資格取得した人が対象です。 6月に中途採用した人は算定基礎届を行いません。
7月	●算定基礎届 ●夏季賞与支給	○定時決定：被保険者報酬月額算定基礎届を提出(7月1日～7月10日) ○被保険者賞与支払届(5日以内)	<u>7月支払いの賞与からの保険料</u>は7月の給与控除分の保険料と一緒に納入告知書により<u>8月末までに納付します。</u>
8月			
9月		○標準報酬月額改定(翌年8月まで算定基礎届による新しい標準報酬月額を適用)	9月以降に<u>標準報酬月額に大幅な変更があれば随時改定</u>を行い、変動月から4ヵ月目に標準報酬月額を改定します。
10月		○被保険者報酬月額変更届を提出(昇給などから4ヵ月目) ○新しい標準報酬月額による保険料(9月分の保険料)を10月の給与から控除	<u>厚生年金保険料率は18.3%のままで</u>す。
11月			
12月	●冬季賞与支給	○被保険者賞与支払届(5日以内)	<u>12月支払いの賞与からの保険料</u>は12月の給与控除分の保険料と一緒に納入告知書により<u>1月末までに納付します。</u>
令和3年1月			
2月			
3月	●退 職	○退職者の健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出(5日以内)	被保険者資格喪失月は保険料の控除は行いません。 ただし、<u>3月末日退職者の資格喪失日は4月1日</u>となりますので、3月分の保険料は控除します。(3月分の給与から2月分と3月分の保険料を控除)

令和2年7月 年金相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
			1 多久市役所 (予約)	2	3 伊万里市役所 (予約)	4
5	6 年金事務所 延長相談 19時まで	7 鹿島市役所 (予約)	8 有田町役場 (予約)	9	10 伊万里市役所 (予約)	11 年金事務所 休日相談日 (予約)
12	13 年金事務所 延長相談 19時まで	14 基山町役場 (予約)	15 多久市役所 (予約)	16	17 伊万里市役所 (予約)	18
19	20 年金事務所 延長相談 19時まで	21 鹿島市役所 (予約)	22	23	24	25
26	27 年金事務所 延長相談 19時まで	28 基山町役場 (予約)	29	30	31 伊万里市役所 (予約)	

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の午前8時30分から午後5時15分まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、出張相談を中止する場合があります。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。

出張相談【予約制】		
出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-33-6360
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
有田町役場	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受け付けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521(一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 午前8:30～午後5:15

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書が個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

健康保険・厚生年金保険 適用関係届書送付先について(お願い)

日本年金機構では、事務の効率化を図るため、健康保険・厚生年金保険適用関係届の審査入力処理を福岡広域事務センターにて集約して行っております。

そのため、窓口での受付、郵送での受付を問わず、年金事務所へご提出いただいた届書については、事務センターへ回送することとなり、受付から処理完了までに日数を要してしまいます。

つきましては、健康保険・厚生年金保険適用関係届を郵送等にてご提出いただく場合は、下記事務センターへ直接送付いただきますようお願いいたします。

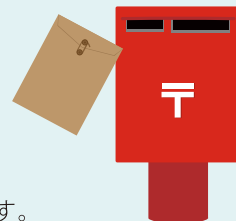
送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター
厚生年金適用グループ

住所

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55
A P 榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、郵便番号と送付先宛名を記入するだけで宛先に届きます。



※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく、郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についてのご相談は、年金事務所へお問い合わせください。



新型コロナウイルス騒動の影響か、すっかり情報の隅っこに追いやられた印象のクールビズ。節電と地球温暖化対策につなげる狙いで2005年から始まった5月から9月までの間「夏の職場を軽装で過ごそう」の呼びかけも、全国一斉に行うのは今年が最後とのこと。

業務効率化のため、各種啓発事業を見直す一環ということですが、16年も続けてきたことなので呼びかけがなくなることで元のネクタイ上着着用に戻ることはないでしょう。軽装で快適な環境を保ち元気に仕事を続けたいものです。(山)